

北九州市災害廃棄物処理計画（案）概要

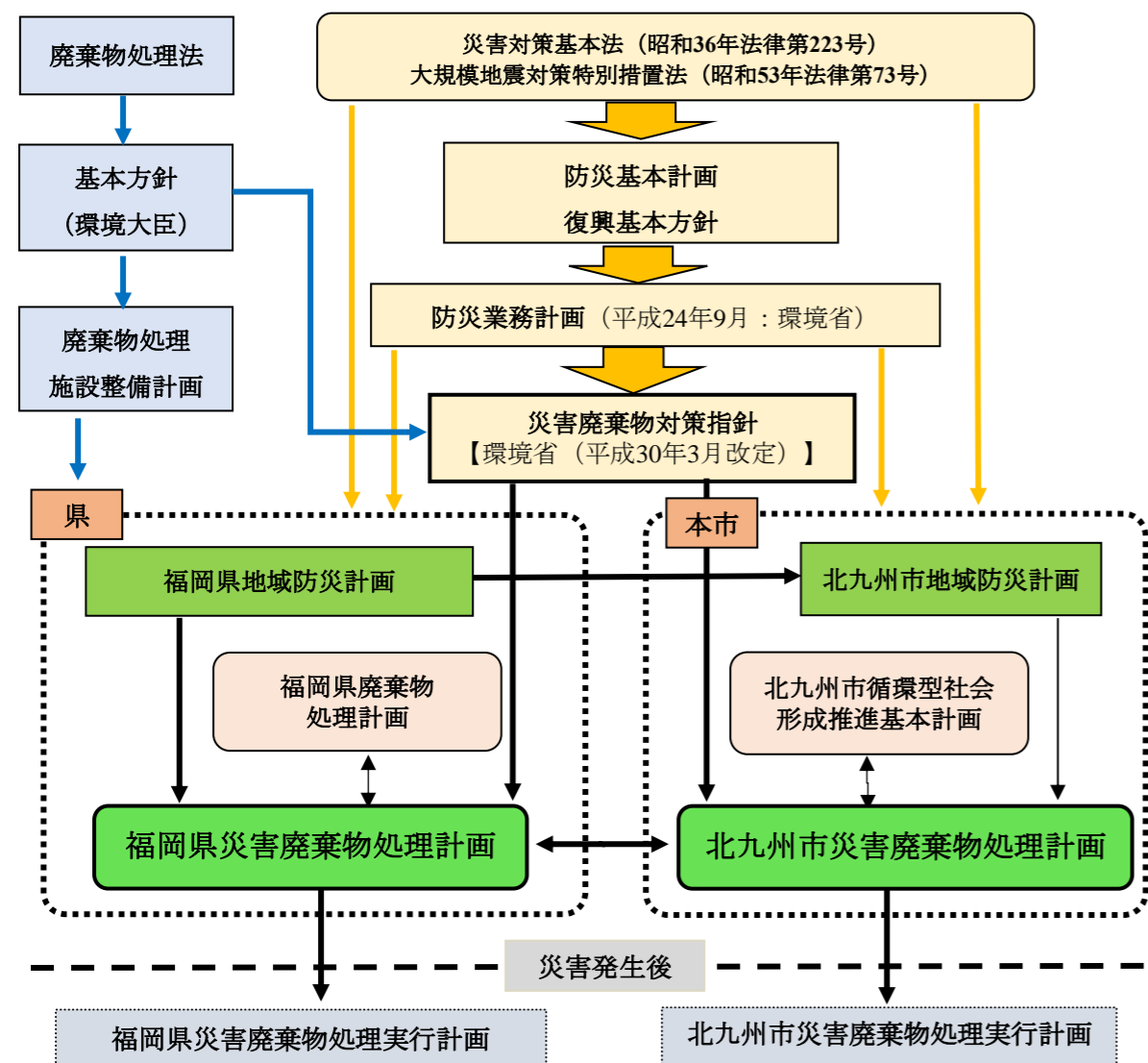
令和元年5月21日
環境局循環社会推進課

1 主旨・目的

- 本計画は、本市で発生した大規模災害に対して、過去に行った災害廃棄物処理や他都市の支援の経験等を踏まえ、災害廃棄物の処理方法等の基本的な考え方を定める。
- 市民の安全、衛生や環境面からの安全・安心を確保することを目的とする。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「北九州市地域防災計画」に基づき策定
- 国の「災害廃棄物対策指針」や「福岡県災害廃棄物処理計画」を踏まえたもの
- 災害発生時には、具体的な処理方法等について検討を行い、本計画のみでは対応に支障をきたす場合は、別途「災害廃棄物処理実行計画」を定める。

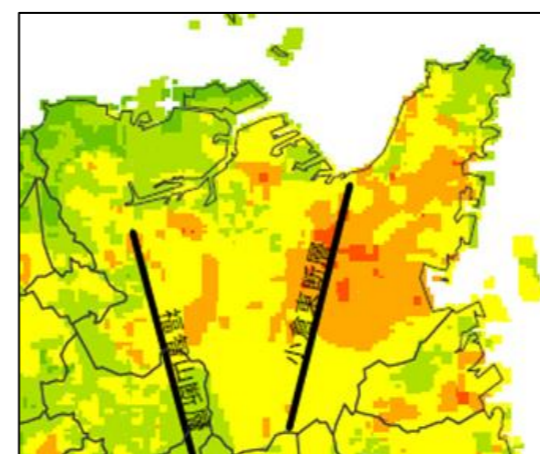


3 想定する災害と被災規模

想定する災害

- 震源活断層 小倉東断層（破壊開始：中央下部）
- 地震の規模 マグニチュード6.9
- 震源の深さ 10.5km
- 最大震度 6弱（一部6強）

福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月）で想定する災害規模



想定地震の震度分布

災害廃棄物（家屋解体ごみ）内訳

○家屋解体ごみの市内全域の推計発生量⇒約56万トン

木くず	コンクリートがら	金属くず	その他（残材）	合計
13万トン	27万トン	2万トン	15万トン	56万トン

※四捨五入のため内訳と合計が異なる

※推計発生量56万トンは、本市の一般廃棄物処理量(35万トン/年)の1.6倍に相当

※このほか、災害時には生活ごみや片づけごみ、避難所ごみが発生

4 体制及び処理期間

- 本市の処理施設が被災した場合、九州3政令指定都市との連携をはじめ、他自治体や関係機関、民間の関係業界等と連携し、必要な支援体制の構築を図る。
- 災害廃棄物の処理期間は発災後概ね2年以内を目標とし、災害規模や災害廃棄物の発生量に応じて、できる限り早期の処理完了を目指す。

北九州市災害廃棄物処理計画（案）概要

令和元年5月21日
環境局循環社会推進課

5 仮置場の設置

○個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を被災地内において、仮に集積し、被災建物や廃棄物の速やかな解体・撤去、処理・処分を行う。

近隣仮置場

○発災直後の主に片付けごみを集積するため
地域の身近な公園・空き地などを活用
⇒市内の公園 約1,700か所など



一次仮置場

○主に片付けや解体に伴って発生する災害廃棄物を一時的に集積し、分別する場所
○管理人を設置するとともに重機や手作業により木くず等の粗選別を行う
⇒グラウンドのある総合公園、運動公園等から適宜選定し設置（各区に数か所）



二次仮置場

○主に家屋等解体現場において解体撤去された災害廃棄物を選別・破砕など中間処理した後、処理先に搬送する場所
⇒焼却工場建設用地や響灘西地区処分場等、大規模用地などに設置（市内数か所程度）

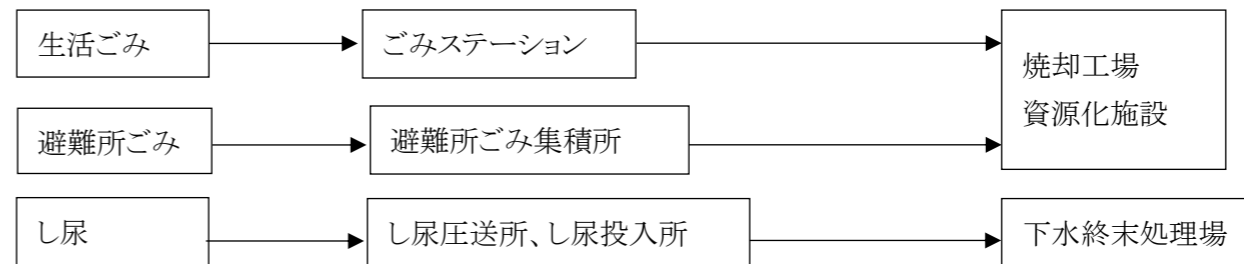


種類	初動期 【発災後数日間】	応急対応期前半 【～3週間程度】	応急対応期後半 【～2、3月程度】	復旧・復興期 【2、3か月後～】
近隣仮置場	→			
一次仮置場		→		
二次仮置場			→	

6 災害時に発生する廃棄物の処理工程

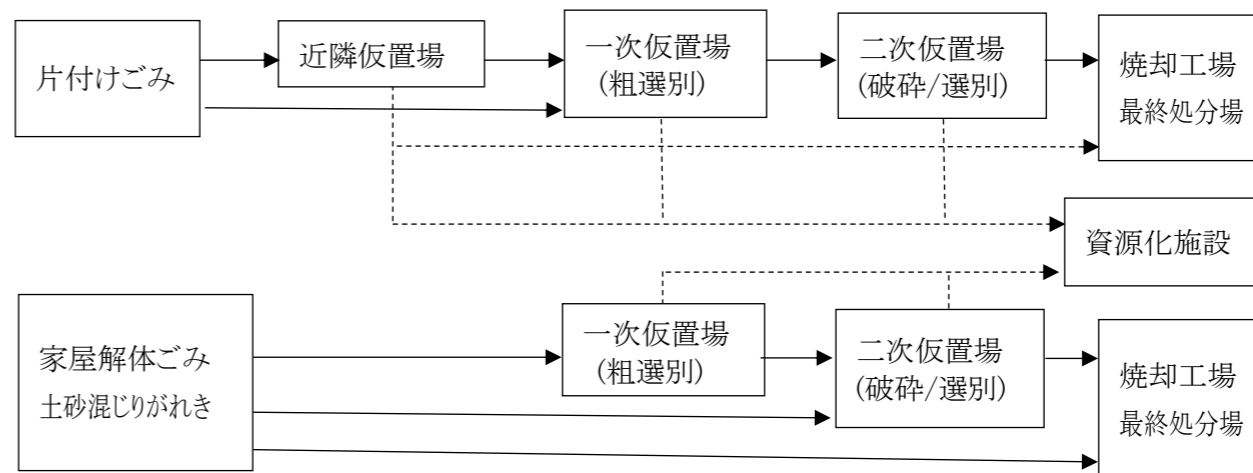
生活に伴い発生する廃棄物

○生活ごみ、し尿は可能な限り平時の収集体制を維持



災害廃棄物

○分別、再資源化により最終処分量を減らす



○災害廃棄物の例（有害廃棄物、適正処理困難物）



有害廃棄物
(化学物質・薬品など)



適正処理困難物
(消火器、ガスボンベなど)

→ 周辺環境に流出した場合、環境や健康への影響が大きいため、適正に保管・処理する。